

東海市公告第110号

三ツ池小学校南館外壁改修工事（週休2日）について、制限付一般競争入札（事後審査・特別簡易型総合評価落札方式）を実施するため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び東海市契約規則（昭和44年東海市規則第11号。以下「契約規則」という。）第5条第1項の規定に基づき別紙のとおり公告する。

令和8年4月14日

東海市長 花田勝重

| | |
|-------------------------|---|
| 1 案件に関する事項 | |
| (1) 管理番号 | 2026-04-公共施設マネジメント課 |
| (2) 工事名 | 三ツ池小学校南館外壁改修工事（週休2日） |
| (3) 工事場所 | 東海市加木屋町鎌吉良根地内 |
| (4) 路線等の名称 | 無 |
| (5) 工期 | 契約日の翌日から令和8年（2026年）10月30日（金）まで |
| (6) 業種 | 建築一式 |
| (7) 工事概要 | 外壁改修1,651㎡ |
| (8) 予定価格 | 入札書比較価格39,770,000円（消費税及び地方消費税を除いた金額）（事前公表） |
| (9) 低入札価格調査基準価格及び失格判断基準 | 有 |
| (10) 最低制限価格 | 無 |
| (11) 入札方法等 | 本入札は、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）（以下「電子調達共同システム」という。）における電子入札サブシステム（以下「電子入札システム」という。）により実施する。入札方法等の詳細は、東海市建設工事等電子入札実施要領（平成19年（2007年）8月1日施行。以下「電子入札要領」という。）によるものとする。ただし、やむを得ない事由により、電子入札システムにより難しいときは、東海市の承認を得た場合に限り、紙入札方式に変更することができるので、この公告の指示に従い手続を行うこと。 |
| (12) 設計図書等の入手方法及び入手期間 | 必ず、本件公告日から入札日時までの間に電子調達共同システム入札情報サービス（以下「入札情報サービス」という。）よりダウンロードすること。 |
| (13) 設計図書等に関する質問 | 本件公告日翌日の午前9時から令和8年（2026年）4月20日（月）午前11時までに、東海市長を名宛人とし、次の事項を記載した質問書（様式は任意とする。）を担当課に電話で報告の上、電子メールにより提出すること。 ア (1)管理番号、(2)工事名及び(3)工事場所 イ 質問事項 ウ 会社の所在地、商号又は名称及び代表者名 |
| (14) 質問への回答 | 令和8年（2026年）4月23日（木）午前11時までに、回答文を入札情報サービスに掲載する。 |
| (15) 現場説明 | 無 |
| (16) 担当課 | 東海市役所都市建設部公共施設マネジメント課 住所 東海中央町一丁目1番地 電話 052-613-7815、0562-33-1111 E-mail shisetsu-ma@city.tokai.lg.jp |
| 2 参加資格に関する事項 | |
| (1) 共通 | (2)から(9)までの全ての条件を満たしていること。なお、本件公告日以後落札決定までの間に(2)から(8)までのいずれかの条件を満たさなくなったときは、参加資格を有していない者とみなす。 |
| (2) 参加者 | 東海市制限付一般競争入札実施要領（平成22年（2010年）4月1日施行。以下「一般競争入札要領」という。）第3条第1項各号に該当する者 |

| | | |
|-----|-----------|--|
| (3) | 有効な経営事項審査 | 東海市競争入札参加者心得書（平成22年（2010年）4月1日施工。以下「心得書」という。）第11条第5項のとおり、有効な建設業法（昭和24年（1949年）法律第100号）第27条の23に規定する経営事項審査（以下「経審」という。）の受審を要する。 |
| (4) | 地域要件等 | <p>本件公告日において東海市入札参加資格者名簿に契約営業所が愛知県内で登録され、かつ、建築一式工事の総合評定値が次に掲げる点数以上であること。なお、イの者は、経審の結果通知書における経営状況分析の評点Yが450点以上であること。</p> <p>ア 契約営業所が市内で登録されている者 600点 イ 契約営業所が市外で登録されている者 700点</p> |
| (5) | 参加形態 | 単体とし、共同企業体での参加は認めない。 |
| (6) | 建設業許可等 | 建設業法による建築事業に係る特定又は一般設業の許可を受け、3年以上継続して当該建設業を営む者であること。 |
| (7) | 施工実績 | <p>国、地方公共団体又は電子調達共同システムに参加している団体から元請として受注し、本件公告日の過去10年度に完成及び引渡し完了した最終契約金額5,000万円（税込）以上の建築一式工事の施工実績があること。</p> <p>なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の工事に限るものとし、全体規模に出資比率を乗じて得た規模を実績とみなすものとする。</p> |
| (8) | 配置予定技術者 | <p>落札者は、本工事において建設業法第26条第1項に規定する主任技術者又は同条第2項に規定する監理技術者を適正に配置するものとする。ただし、主任技術者にあつては、建設業法施行令（昭和31年（1956年）政令第273号）第27条第2項に該当する場合には、同一の主任技術者が兼務できる。また、監理技術者にあつては、監理技術者補佐（建設業法第26条第3項第2号に規定する者をいう。）を専任で配置し、兼務要件を満たす場合には、他の工事と兼務できる。この場合の配置予定技術者の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>ア 本入札における配置予定技術者を当該工事現場に配置するものとし、原則変更を認めない。ただし、落札者決定前までに、死亡、退職、傷病等真にやむを得ない理由で配置ができなくなった場合は、変更を認めるので、速やかに担当課に連絡をし、指定された日時までに次の書類を提出すること。</p> <p>（イ） 変更理由書（様式は任意とする。） （イ） 変更後の配置予定技術者に係る5(2)ア(キ)及び(ク)の書類</p> <p>イ 本入札における配置予定技術者を理由とした落札決定後の辞退を認めない。</p> <p>ウ 事後審査に申請する配置予定技術者は、1人とする。</p> <p>エ 東海市低入札価格調査実施要領（平成11年（1999年）4月1日施行。以下「低入札要領」という。）に規定する基準価格（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合で落札候補者となったときは、申請した技術者のほか、本工事を施工するための資格を満たす別の配置予定技術者1名（以下「追加配置予定技術者」という。）を専任で現場に配置させることとする。この場合、事後審査書類に5(2)ア(ウ)の資料を提出すること。また、契約締結後、追加配置予定技術者をコリンズに登録すること。</p> |

| | | |
|------------|--------------------|--|
| | | オ 配置予定の主任（監理）技術者は、元請として受注し、参加申込書を提出する前日までに完成及び引渡し完了した最終契約金額5,000万円（税込）以上の建築一式工事に監理技術者、監理技術者補佐（専任で従事）、主任技術者又は現場代理人として従事した経験を有する者。 |
| (9) | 資本関係 | <p>本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。</p> <p>ア 本工事に係る設計業務等の受託者 【受託者名を記載】</p> <p>イ 当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者とは、次の(ウ)又は(エ)に該当する者である。</p> <p>(ウ) 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている建設業者</p> <p>(エ) 建設業者の代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者</p> |
| 3 入札参加手続 | | |
| (1) | 提出書類 | 入札参加申込書 |
| (2) | 提出日時 | 本件公告日翌日の午前9時から令和8年（2026年）5月13日（水）午前11時まで |
| (3) | 提出方法 | <p>電子入札システムにより、入札参加申込書に必要な事項を入力して送信すること。</p> <p>なお、電子入札システムは、何らかのファイルを添付しないと送信できない仕様のため、何も記載のないワード等を添付し、送信すること。</p> |
| (4) | 紙入札方式の承認及び入札参加手続方法 | <p>1(II)ただし書に該当する者は、必ず、令和8年（2026年）5月12日（火）午前11時までに次の書類を担当課に持参し、提出すること。</p> <p>なお、当該書類は、東海市ホームページの検査管財課のページ（以下「検査管財課ページ」という。）より取得すること。</p> <p>ア 電子入札要領様式第2（紙入札方式参加承認願）</p> <p>イ 一般競争入札要領様式第1（制限付一般競争入札参加申込書）</p> |
| 4 入札に関する事項 | | |
| (1) | 提出書類 | <p>ア 入札書</p> <p>イ 工事費内訳書及び電子契約利用申込書</p> <p>ウ 技術資料申告書</p> |
| (2) | 提出方法 | <p>ア 電子入札システムにより入札書に必要な事項を入力し、(1)イ及びウの書類を添付ファイルとして送信すること。</p> <p>イ 工事費内訳書の作成に当たっては、東海市建設工事等に係る予定価格等の公表に関する要領（平成14年（2002年）10月1日施行）を熟読すること。</p> <p>ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> |

| | | |
|-----------|---------------------------------|---|
| (3) | 入札日時 | 令和8年(2026年)5月14日(木)午前9時から同月19日(火)午前11時まで(電子入札システム稼働時間中に限る。) |
| (4) | 開札日時 | 令和8年(2026年)5月20日(水)午前10時15分 |
| (5) | 開札場所 | 東海市役所5階カウンター |
| (6) | 入札回数等 | 1回とし、入札参加者が1者以上の場合に入札が成立するものとする。 |
| (7) | 入札参加手続を電子入札システムで行った者の紙入札方式の承認方法 | 1(II)ただし書に該当する者は、必ず、令和8年(2026年)5月18日(月)午前11時までに3(4)アの書類を、担当課に持参し、提出すること。 |
| (8) | 紙入札方式の承認を受けた者の紙入札方法 | ア (I)イ及びウの書類を(3)入札日時に定める締切日時までに担当課に持参し、提出すること。 イ (I)アの書類に替えて、心得書別記様式1の入札書を心得書に従い作成し、(4)開札日時に(5)開札場所に持参し、入札すること。 |
| 5 落札者の決定等 | | |
| (1) | 事後審査書類の提出日時 | 落札候補者は、必ず令和8年(2026年)5月22日(金)午前11時までに事後審査に必要な書類を担当課に持参し、提出すること。 ただし、落札候補者以外でも提出を求められた場合は、速やかに提出すること。 |
| (2) | 提出書類 | ア 入札参加資格確認書類 (ア) 一般競争入札要領様式第2(事後審査申請書) なお、当該書類は、検査管財課ページから取得すること。 (イ) 一般競争入札要領様式第3(制限付一般競争入札参加資格確認資料) なお、当該書類は、検査管財課ページから取得すること。 (ウ) 調査基準価格未満の入札による追加配置予定技術者確認資料 なお、当該書類は、調査基準価格未満の入札をした場合のみ提出すること。 (エ) 建設業許可証の写し (オ) 経審の結果通知書の写し(本件公告日に有効かつ直近のものに限る。) (カ) 2(7)の施工実績を証する書類(該当工事のコリンズ竣工時登録データの写し) (キ) 配置予定技術者が資格要件に該当していることを証する書類(監理技術者資格者証、国土交通大臣の登録を受けた講習の修了証、技術検定合格証明書の写し等) なお、監理技術者資格者証は、表面及び裏面の写しとする。 (ク) 配置予定技術者の直接かつ恒常的な雇用関係を確認することができる書類の写し なお、保険証は、表面及び裏面の写しとする。 イ 総合評価落札方式事後審査書類 (ア) 総合評価落札方式の事後審査書類の提出 (イ) A企業の技術力調書 (ウ) B配置予定技術者の能力調書 (エ) C地域精通度調書 (オ) D地域貢献度調書 |

| | | |
|------------|----------------------------------|--|
| (3) | 提出方法 | <p>ア 入札参加資格確認書類 (2)ア(ア)を表紙とし、その他書類を(2)アに記載する順に並べ、A4の紙ファイルで綴り、各々の書類の右端にインデックス（書類名を記載すること。）をつけ、全体的に見やすいように配慮すること。提出部数は1部とする。また、合わせて提出する書類の電子データをPDF化し1(II)に記載するE-mail宛先へ送付すること。</p> <p>イ 総合評価落札方式事後審査書類 別記総合評価落札方式（市内活用型）落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）の3に記載する事後審査提出書類の作成方法に従い、作成すること。</p> |
| (4) | 事後審査の方法 | <p>落札候補者の参加資格及び技術資料の内容についての事後審査を行い、落札者を決定する。</p> <p>審査の結果、落札候補者等が入札参加資格を有しないことが判明した場合は、適格者を確認することができるまで次順位の者を新たな落札候補者として事後審査を行う。また、事後審査の結果、落札候補者の評価値が次順位の者の評価値を下回った場合は、審査後の評価値の最も高い者を新たな落札候補者とし、事後審査を行うものとする。</p> <p>落札候補者となる者が2以上あるときは、くじにより落札候補者を決定する。</p> <p>なお、次順位以降の者で同評価値となる者の審査順位を定める必要がある場合は、落札候補者と同様にくじにより順位を定める。</p> |
| (5) | 総合評価に関する事項 | <p>有効な入札を行った者について、落札者決定基準により算出された評価値が最も高い者を落札候補者とし、事後審査を行う。</p> |
| (6) | 評価点の過大申告の取扱い | <p>入札参加者の技術資料申告書により申告した評価点が審査した評価点より過大となる評価項目がある場合においては、落札者決定基準の規定により、評価点を修正するものとする。</p> |
| (7) | 契約書の内容に適合した履行がなされないおそれのある場合等の取扱い | <p>落札候補者の入札価格が調査基準価格を下回った場合において、その者により契約書の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を失格とする。</p> |
| 6 契約に関する事項 | | |
| (1) | 入札保証金 | <p>免除。ただし、落札者の責めに帰す理由により契約を締結できないときは、当該落札者は心得書第28条の規定により違約金を納付しなければならない。</p> |
| (2) | 契約保証金 | <p>要。落札者は、契約規則第29条の規定により落札金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結と同時に納めなければならない。ただし、東海市建設工事請負契約約款（平成9年（1997年）4月1日施行。以下「契約約款」という。）第4条第1項に規定する契約保証金に代わる担保となる国債（利付国債に限る。）若しくは地方債（愛知県公債に限る。）又は債務の不履行により生じる損害金の支払を保証する銀行等若しくは保証事業会社の保証を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。また、債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証（履行ボンド）又は債務の不履行により生じる損害を補填する履行保証保険契約の締結による保証を提出することにより、契約保証金の納付を免除する。</p> |

| | | |
|-----------|-----------------|---|
| | | なお、入札参加者は、契約保証方法を確定の上入札に参加し、落札決定後速やかに契約保証方法通知書を提出しなければならない。 |
| (3) | 契約書作成の要否 | 要（契約約款のとおり。） |
| (4) | 契約書の作成方法 | 本件契約は、電子契約サービス又は紙の契約書による契約手続を選択できるので、電子契約を希望する場合は電子契約利用申込書に必要事項を記載し、入札時の添付資料として電子入札システムで送信すること。 |
| (5) | 建設リサイクル法 | 該当。本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年（2000年）法律第104号）の対象工事である。 |
| (6) | 前金払 | 有。契約規則第53条の定めるところにより前金払をする。前金払の額は、契約金額に10分の4を乗じて得た額以内とする。また、既にした前金払に追加して契約金額の10分の2の割合を乗じて得た額以内で中間前金払をすることができる。 なお、部分払をした工事については、中間前金払をすることができない。 |
| (7) | 部分払 | 有。契約規則第54条第1項の定めるところにより部分払をする。ただし、前金払及び中間前金払をしたときにおける部分払の額は、部分払をしようとする額から前金払及び中間前金払の額に出来形の割合を乗じて得た額を差し引いた額とする。 |
| (8) | 支払特記 | 無。前払金、中間前払金及び部分払金は、適法な請求書を受領した日から14日以内に、工事完了後の請負代金は適法な請求書を受領した日から40日以内に支払う。 |
| (9) | VE案件 | 非該当 |
| (10) | 理由の説明 | 事後審査において入札参加資格がないとされた者は、一般競争入札要領第10条の規定によりその理由の説明を求めることができる。 |
| 7 その他注意事項 | | |
| (1) | 提出書類の未提出、不備等 | 提出書類の未提出及び不備（記載内容が不明確で本入札の参加資格の確認ができない場合等）がある場合は、入札参加資格を有しないものとし、無効とする。書類については、差替え、引換え、撤回、修正及び追加は、提出期限前後を問わず認めないので注意すること。 必要な書類等に虚偽等の悪質な記載をした場合においては、東海市建設工事等請負業者指名停止取扱内規（平成23年（2011年）4月1日施行）に基づく指名停止等の措置を行うことがある。 |
| (2) | 法令、損害賠償等 | 本入札に際しては、この公告に定めるもののほか、契約規則、心得書、一般競争入札要領、電子入札要領その他の関係法令によるものとする。入札参加者は、設計図書等を熟読し、公正かつ適正に入札すること。 心得書に定める事項のほか、信義則に反した場合には、契約を締結しないことがある。この場合、東海市は、損害賠償の責めを負わない。 |
| (3) | 入札の無効及び失格に関する事項 | ア 入札の無効 (ア) 契約規則又は心得書で定める事項に該当する者のほか、必要な提出書類のない入札又は提出書類等に虚偽の記載をした者が行った入札 (イ) 落札者決定基準により算出された評価値が基準評価値（0点）を下回る入札 イ 入札の失格 東海市最低制限価格制度試行実施要領（平成24年（2012年）4月1日施行）による失格又は低入札要領に規定する失格判断基準に該当した入札 |

| | | |
|-----|--------|---|
| (4) | 技術者の追加 | 落札者決定後に、事後審査時に申請した配置予定技術者に追加して技術者を複数配置することは差し支えないが、追加した技術者を事後審査時に申請した技術者の代わりとして認めるものではない。 |
|-----|--------|---|

総合評価落札方式（市内企業活用型）落札者決定基準

令和8年（2026年）4月14日公告の三ツ池小学校南館外壁改修工事（週休2日）における総合評価落札方式の落札者決定については、次のとおりとする。

1 評価対象工事

国、地方公共団体、あいち電子調達共同システム（CALIS/EC）に参加の団体から元請として受注し、公告日の過去10年度（公告年度除く。）に完成及び引渡し完了した1件当たり最終契約金額が5,000万円（税込）以上の建築一式工事。なお、共同企業体の構成員としての実績は、別紙1の表のとおりとする。

2 評価値の算出方法

(1) 評価値の算出方法

$$\text{評価値} = (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) \times 100 + \text{価格以外の評価点} \quad (\text{小数第3位以下四捨五入})$$

入札価格及び予定価格は、消費税及び地方消費税を含まない。

(2) 価格以外の評価点の算出方法

価格以外の評価点は**30点満点**とし、入札者が提出した技術資料（事後審査提出資料を含む。）について、4価格以外の評価項目の評価基準に基づき算出した評価点の合計とする。

各項目は、定めがあるものを除き、公告日において有効であることを要する。

(3) 技術資料の審査の結果、入札参加者の申告した評価点が審査した評価点より過大となる評価項目がある場合は、その評価項目の評価点は修正する。ただし、申告した評価点が審査した評価点より過小となる評価項目がある場合は、その評価項目の評価点の修正は行わない。

3 事後審査提出書類の注意事項及び作成方法

事後審査提出書類の注意事項

提出書類は、各様式記載の注意事項に従い作成し、必要な添付書類と共に提出すること。添付書類には鮮明な写しを提出すること。調書及び添付書類の未提出や工事名、会社名等記載の不備がある場合は、申告点を認めないので注意すること。

事後審査提出書類の作成方法

- 1枚目に「総合評価落札方式の事後審査書類の提出」を鑑とし、2枚目以降にAからCまでの調書を順に添付する。各調書の内容の根拠となる添付資料は、各調書のすぐ後ろに添付すること。
- 添付書類の省略は認めない（例：入札参加資格確認書類並びに総合評価落札方式事後審査書類のA企業の技術力調書及びB配置予定技術者の能力調書で、申告工事が重複した場合でも、各々の書類にコリンズ登録データを添付すること。）。
- 書類は、A4の紙ファイルで綴り、各調書の右端にインデックス（書類名を記載）をつけ、全体的に見やすいように配慮すること。提出部数は1部とする。

4 価格以外の評価項目

| A企業の技術力（配点15.0点） / 事後審査書類：A企業の技術力調書 | | | |
|-------------------------------------|---|--------|------------------|
| | 評価項目 | 評価基準 | 配点 |
| (1) | 評価対象工事の施工経験 過去10年度に、国、地方公共団体又はあいち電子調達共同システムに参加している団体から元請として1に記載する評価対象工事を受注し、完成及び引渡しが完了した件数を評価する。 | 3件以上 | 3点 |
| | | 2件 | 2点 |
| | | 1件 | 1点 |
| | | 0件 | 0点 |
| (2) | 東海市発注の建築一式工事の工事成績 過去3年度に、東海市から元請として受注し、完成及び引渡しが完了した最終契約金額500万円（税込）以上の工事成績評定点の各年度最上位成績の平均点を評価する。なお、実績のない年度の工事成績評定点は65点とする。 | 80点以上 | 3点 |
| | | 79～66点 | (左記-65) ×0.2点 |
| | | 65点以下 | 0点 |
| (3) | 建築一式工事で優良工事表彰の有無 過去10年度に、完成及び引渡しが完了したもの（金額は不問）で、工事成績に係る国、地方公共団体又はあいち電子調達共同システムに参加している団体からの公告日時点での企業表彰を対象とし、評価する。 | 3件以上 | 3点 |
| | | 2件 | 2点 |
| | | 1件 | 1点 |
| | | 0件 | 0点 |
| (4) | 建築一式工事で東海市以外の行政機関等の工事の施工経験 過去3年度に、東海市以外の国、地方公共団体又はあいち電子調達共同システムに参加している団体から元請として受注し、完成及び引渡しが完了した最終契約金額500万円（税込）以上の工事の施工件数を評価する。 | 3件以上 | 3点 |
| | | 2件 | 2点 |
| | | 1件 | 1点 |
| | | 0件 | 0点 |
| (5) | 郡内在住の若年者雇用 公告年度の4月1日現在に郡内在住の次の29歳以下の者の雇用を評価する。①から③までのうち、該当するものをいずれか一つ申告できる。 ※郡内とは、東海市、知多市、大府市、常滑市及び半田市並びに知多郡の町をいう。 | ①に該当 | 3点 |
| | | ②に該当 | 2点 |

| | | | |
|---|---|---------------------------|------------------|
| | (以下「郡内」という。) ※技術者とは、主任技術者となりうる資格を持つ者とする（施工業種不問）。 ※雇用年数（公告日前日までの資格取得年月日からの経過年数） ①雇用年数が3年以上経過した者で技術者を2人以上 ②雇用年数が3年以上経過した者で技術者を1人 ③雇用年数が3年以上経過した者を2人以上 | ③に該当 | 1点 |
| | | 該当なし | 0点 |
| B配置予定主任(監理)技術者の能力(配点5.0点) / 事後審査書類：B配置予定主任(監理)技術者の能力調書 | | | |
| 評価項目 | | 評価基準 | 配点 |
| (1) | 評価対象工事の施工経験 過去10年度に、国、地方公共団体又はあいち電子調達共同システムに参加している団体から元請として1に記載する評価対象工事に監理技術者、監理技術者補佐（専任で従事）、主任技術者又は現場代理人として従事し、完成及び引渡し完了した経験を評価する。 | 4件以上 | 2点 |
| | | 3件 | 1.5点 |
| | | 2件 | 1点 |
| | | 1件 | 0.5点 |
| | | 0件 | 0点 |
| (2) | 東海市発注の建築一式工事の工事成績 過去3年度に、東海市から元請として受注し、完成及び引渡し完了した最終契約金額500万円（税込）以上の工事成績評定点の各年度最上位成績の平均点を評価する。なお、実績のない年度の工事成績評定点は65点とする。 | 80点以上 | 3点 |
| | | 79～66点 | (左記-65) ×0.2点 |
| | | 65点以下 | 0点 |
| C地域精進度・地域貢献度(配点10.0点) / 事後審査書類：C地域精進度・地域貢献度調書 | | | |
| 評価項目 | | 評価基準 | 配点 |
| (1) | 地域内での拠点 令和8・9年度東海市入札参加資格審査申請要領（建設工事）に登録した住所により評価する。 | 申請者（建設業法上の主たる営業所）の住所が東海市内 | 2点 |
| | | 契約を締結する営業所の住所が東海市内 | 1点 |
| | | 契約を締結する営業所の住所が郡内 | 0.5点 |
| | | 上記以外 | 0点 |
| (2) | 企業の福祉等に関する取組実績 次の該当数に応じて評価する。 ①前年度のアダプトプログラムによる東海市内での地域環境美化活動 ②公告日前年1月1日から同年12月31日までの愛知県安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業による東海市内の活動実績 ③前年度に国、地方公共団体又はあいち電子調達共同システムに参加している団体から元請として行った工事の週休2日工事の取組実績 ④女性の活躍促進宣言受理証明書に記載の受理日が、技術資料を提出する日の前日までの実績 ⑤愛知県ファミリーフレンドリー企業の登録日が、技術資料を提出する日の前日までの実績 ⑥公告日の前日までに若者雇用促進法に基づくユースエール又は愛知県休み方改革マイスター企業の認定を受けた実績 ⑦協力雇用主に登録のある事業者が、保護観察対象者等を公告日前2年以内に3ヵ月以上同一人物を継続雇用した実績 | 7項目該当 | 3.5点 |
| | | 6項目該当 | 3点 |
| | | 5項目該当 | 2.5点 |
| | | 4項目該当 | 2点 |
| | | 3項目該当 | 1.5点 |
| | | 2項目該当 | 1点 |
| | | 1項目該当 | 0.5点 |
| | | 該当なし | 0点 |
| (3) | 休日・夜間等における東海市依頼の緊急対応 前年度の東海市役所の業務時間外に発注課及び施設を所管する課からの建築物に対する緊急発注の対応を評価する。 ※緊急対応の定義は、発注課の判断とする。ただし、災害時の本復旧は除く。 ※緊急対応による費用発生の有無及び当番制の有無は問わない。 | 3件以上 | 2点 |
| | | 2件 | 1.5点 |
| | | 1件 | 1点 |
| | | 0件 | 0点 |
| (4) | 東海市内企業（下請業者）の活用実績 過去3年度に東海市発注の建築一式工事に係る施工体系図に記載された、令和8・9年度東海市入札参加資格審査申請要領（建設工事）により登録した契約を締結する営業所の住所が、東海市内にある建設業者を、下請業者として活用していることを評価する。 | 実績あり | 2.5点 |
| | | 実績なし | 0点 |

各評価項目の共同企業体の取り扱いについては、以下の表のとおりとする。

別紙 1

共同企業体で行った過去の実績等に関する取扱い（単体及び特定建設企業体での入札）

| 今回入札 | 過去実績 | 入札参加資格 | | 総合評価項目 | | | | | | | | | | | | | |
|------|------|---------------------------|-----------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|------------|---|---|-----------|----------------|----------------------|---------------------|-----------------|---------------------------|-----------------------|
| | | 企業施工実績 | 配置予定技術者施工経験（建築） | 企業の評価対象工事の施工経験 | 企業の東海市発注工事の工事成績 | 優良工事表彰の有無 | 東海市以外の行政機関等の工事の施工経験 | 郡内在住の若年者雇用 | 配置予定主任（監理）技術者の評価対象工事の施工経験 | 配置予定主任（監理）技術者の東海市発注の工事成績 | 地域内での拠点 | 企業の福祉等に関する取組実績 | 休日・夜間等における東海市依頼の緊急対応 | 建設機械の保有及び稼働可能状況（土木） | 郡内の消防団在籍の有無（土木） | 災害協定・雪氷対策の締結の有無及び活動実績（土木） | 東海市内企業（下請業者）の活用実績（建築） |
| 単体 | 単体 | 該当工事全部を認める | 該当工事全部を認める | 県内の営業所実績（県外工事も該当）を認める | 該当業種工事全部を対象とする | 県内の営業所実績を認める | 該当業種工事全部を対象とする | 制限なし | 元請工事の監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人としての実績を認めるただし施工実績、工事成績は同一人のものとする | 元請工事の監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人としての実績を認めるただし施工実績、工事成績は同一人のものとする | 制限なし | 制限なし | 制限なし | 制限なし | 制限なし | 制限なし | 制限なし |
| | 特定JV | 出資比率20%以上の構成員である場合の実績を認める | 該当工事全部を認める | 出資比率20%以上のもののみ単体と同様の取り扱いとして認める | 出資比率20%以上のもののみ単体と同様の取り扱いとして認める | 出資比率20%以上のもののみ単体と同様の取り扱いとして認める | 出資比率20%以上のもののみ単体と同様の取り扱いとして認める | 実績として認めない | 元請工事の監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人としての実績を認めるただし施工実績、工事成績は同一人のものとする | 元請工事の監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人としての実績を認めるただし施工実績、工事成績は同一人のものとする | 実績として認めない | 実績として認めない | 実績として認めない | 実績として認めない | 実績として認めない | 実績として認めない | 実績として認めない |

注) 過去の実績として、例えば、単体の実績であれば「過去実績」の「単体」の行、特定JVでの実績なら「特定JV」の行を選びます。選んだ行と、「総合評価項目」の項目（企業の評価対象工事の施工経験等）の列がクロスする部分に、実績等の取扱いが記載されています。

東海市事後審査・特別簡易型総合評価落札方式競争入札(市内企業活用型)

技術資料申告書

東 海 市 長 様

| | |
|--------|--|
| 所在地 | |
| 商号又は名称 | |
| 代表者氏名 | |

工事名 **三ツ池小学校南館外壁改修工事（週休2日）**

A 企業の技術力

| | 評価項目 | 配点 15.0点 | 入札参加者選択項目 | 集計結果 |
|---|--------------------------|-------------|-----------|------|
| 1 | 評価対象工事の施工経験(過去10年間) | 3 | 3件以上 | 3 |
| 2 | 建築一式工事で工事成績(過去3年間の上位平均値) | 3 | 80点 | 3 |
| 3 | 建築一式工事で優良工事表彰の有無(過去10年間) | 3 | 3件以上 | 3 |
| 4 | 建築一式工事で東海市以外の受注実績(過去3年間) | 3 | 3件以上 | 3 |
| 5 | 郡内在住の若年者雇用 | 3 | 1に該当 | 3 |

B 配置予定主任技術者の能力

| | 評価項目 | 配点 5.0点 | 入札参加者選択項目 | 集計結果 |
|---|---------------------|------------|-----------|------|
| 1 | 評価対象工事の施工経験(過去10年間) | 2 | 4件以上 | 2 |
| 2 | 工事成績(過去3年間の上位平均値) | 3 | 80点 | 3 |

C 地域精進度・地域貢献度

| | 評価項目 | 配点 10.0点 | 入札参加者選択項目 | 集計結果 |
|---|----------------------|-------------|-------------|------|
| 1 | 地域内での拠点 | 2 | 主たる営業所が東海市内 | 2 |
| 2 | 企業の福祉等に関する取り組み実績 | 3.5 | 7項目該当 | 3.5 |
| 3 | 休日・夜間等における東海市依頼の緊急対応 | 2 | 3件以上 | 2 |
| 4 | 市内企業(下請業者)の活用実績 | 2.5 | 実績あり | 2.5 |

| | |
|-----|-----------|
| 合 計 | 30 |
|-----|-----------|

- ・この書類は入札書と併せて提出すること（電子入札システムによる場合は入札書に添付ファイルとして提出すること。）。
- ・本書の提出に当たっては、入札公告及び別記東海市事後審査・特別簡易型総合評価落札方式（市内企業活用型）落札者決定基準を熟読すること。
- ・上記表の行・列の削除及び追加並びにセル内の計算式の変更をしないようにすること。
- ・上記表の入札参加者選択項目は、ドロップダウンリストより入力すること。ただし、A-2、B-2の工事成績は、上記基準により求めた数値(実績なしは0)を直接入力すること。
- ・技術資料の審査の結果、入札参加者の申告した評価点が審査した評価点より過大となる評価項目がある場合は、その評価項目の評価点は修正する。ただし、申告した評価点が審査した評価点より過小となる評価項目がある場合は、その評価項目の評価点の修正を行わない。
- ・所在地、商号又は名称、代表者氏名、工事名に不備が有る場合は無効とするので注意すること。

入札参加資格確認資料の1つで、低入札価格で応札した落札候補者は、開札後に他の事後審査書類と一緒に提出します。

調査基準価格未満の入札による追加配置技術者確認資料

| | |
|-----|--|
| 工事名 | |
|-----|--|

| 追加技術者氏名 | 生年月日 |
|-------------|---|
| 法令による資格・免許等 | (記入例) ・一級(二級)土木施工管理技士 00年00月取得(登録番号:000) ・〇〇工事業に係る監理技術者資格者証 00年00月初交付 (現在の交付番号:00000) ・実務経験 〇年以上(実務経験による資格の場合に記入) |

注1) 本工事を施工するための資格を満たす別の技術者1名を専任で現場に配置することとする(施工実績は不問)。契約締結後、この技術者もコリンズに登録すること。

注2) 生年月日には元号を含め記載。

注3) 法令による資格・免許等について、監理技術者証(両面印刷すること)または主任技術者の要件を満たす資格証の写し(主任技術者の資格が経歴の場合は経歴書(様式任意、会社の記名を要す。))を添付すること。